

山梨県公報

第六百四十一号

令和八年

三月二十六日

木曜日

目次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………一四一
- 救急病院等の認定(二件)……………一四二
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………一四二
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一四二
- 道路の区域変更……………一四三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………一四三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(三件)……………一四三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除……………一五三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の全部又は一部解除……………一五三

公 告

- 収去飼料の試験結果の概要……………一五三
- その他……………一五五
- 専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程……………一五五

告 示

山梨県告示第九十号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第一百五十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間適用する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使

二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡入口・天神森	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡入口・天神森
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	県立中央病院
十一 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十二 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十三 韮崎(営)～増富温泉郷	韮崎営業所		増富温泉郷
十四 韮崎駅～大草～甲府駅	韮崎駅	大草	甲府駅

十五	韮崎駅～敷島～甲府駅	韮崎駅	敷島	甲府駅
十六	河口湖駅～膳棚、旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
十七	河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅
十八	富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅	富士山駅	精進湖 富士宮駅	新富士駅
十九	富士山駅～石和温泉駅、御坂トンネル～甲府駅	富士山駅	石和温泉駅 御坂トンネル	甲府駅
二十	河口湖駅～旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月二十六日

一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号
峡南医療センター企業団富士川病院	一 南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地

二 認定期限 令和十一年三月三十一日

山梨県告示第九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月二十六日

一 救急病院の名称及び所在地
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限 令和十一年三月二十四日

山梨県告示第九十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として令和三年山梨県告示第二百四十三号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石五百六十四番二及び六百五十一番の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 指定する区域 大月市七保町瀬戸字小俣川三十九番八の一部
 - 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 道路の種類 県道
 - 路線名 上野原丹波山線
 - 道路の区域

区間	旧		新旧敷地の幅員の別（メートル） （メートル）	延長 （メートル）
	上野原市桐原字下椿六四九六番一地先から 上野原市桐原字三二一山七二二五番五地先まで	四・七 四三・七		
新	一六・三	七四・〇	一一八・一	
	七〇・二	一一八・一		

四 区域変更の期日 令和八年四月一日

山梨県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 施行者の名称 山中湖村
 - 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道事業施行期間 昭和五十四年三月一日から令和十四年三月三十一日まで
 - 事業地

四 事業地

- 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平成三年山梨県告示第九十八号、平成八年山梨県告示第六十四号、平成十二年山梨県告示第十五号、平成十三年山梨県告示第二百十七号、平成十八年山梨県告示第二百三十六号、平成十九年山梨県告示第五百五十八号、平成二十三年山梨県告示第九十三号、平成二十八年山梨県告示第二百二十号及び令和二年山梨県告示第九十七号の事業地に、山中湖村大字平野字中ノ儘、字古屋、字中尾、字長池、字不動坂及び字池畑並びに大字山中字沖新畑、字見通道下、字北畠、字大池、字諏訪堀、字南中原、字下り山及び字茶屋の段において事業地を変更する。
- 使用の部分 なし

山梨県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 施行者の名称 西桂町
 - 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道事業施行期間 平成七年七月十七日から令和十四年三月三十一日まで
 - 事業地

四 事業地

- 収用の部分 平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十九号、平成十九年山梨県告示第八十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十九号、平成二十四年山梨県告示第三百三十号、平成二十八年山梨県告示第一百十八号、令和二年山梨県告示第一百七十七号及び令和五年山梨県告示第七十六号の事業地のとおり。
- 使用の部分 なし

山梨県告示第九十八号